

国立研究開発法人物質・材料研究機構 業務受託等経費の算定及び配分に関する要領

平成15年3月13日

幹部会申し合わせ

改正：平成18年 3月28日

改正：平成24年 1月16日

改正：平成24年 7月31日

改正：平成27年 3月24日

改正：平成28年 4月20日

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が業務受託等を行う場合に外部の機関から受け取る経費（以下「受託等経費」という。）の算定及び受け取った受託等経費の配分にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする受託等経費)

第2条 この要領の対象とする受託等経費は、「国立研究開発法人物質・材料研究機構業務受託規程」（平成13年7月12日 13規程第63号）に定める業務受託において、委託者から受け取る受託料をいう。

(経費区分)

第3条 受託等経費は、次の2種類に区分する。

(1) 直接経費

(2) 間接経費

(直接経費)

第4条 直接経費は、業務受託等の実施のために必要な直接的な経費とする。

2 直接経費の算定基準は、別紙に定める。

(間接経費)

第5条 間接経費は、機構の研究能力の涵養、事務取扱、業務管理等、業務受託等の実施のために必要な間接的な経費とする。

2 間接経費の額は、直接経費の30%とする。

(受取額)

第6条 受託等経費の総額は、直接経費と間接経費の合計額とする。

2 実際に機構が受け取る額は、前項の合計額に消費税額を加えた額とする。

(受託等経費の配算)

第7条 機構が受け取った受託等経費のうち、直接経費相当分（消費税額を含む。）については当該業務受託等を実施する研究ユニットに配算し、間接経費相当分（消費税額を含む。）については機構において別途調整のうえ、関係部門に配算する。

(研究ユニットにおける受託等経費の使用)

第8条 受託等経費の配算を受けた研究ユニットは、その使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 当該業務受託等の実施に必要な経費として使用すること。
- (2) 定年制職員の人件費として使用できないが、任期制職員の人件費として使用する場合には、「国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員給与規程（平成18年3月31日 18規程第3号）」によること。
- (3) 使用方法、使用目的等について、当該経費を支出した外部の機関との間に合意がある場合には、その合意にしたがって使用すること。

(受託等経費の適正な経理処理)

第9条 受託等経費の経理処理は「独立行政法人会計基準」に準拠して適正に行うこと。

(適用除外)

第10条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の全部又は一部を該当案件に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関、国立研究開発法人、国立大学法人若しくは地方公共団体等の公的機関又は外国研究機関からの業務受託等である場合
- (2) その他、特別な事情があると機構の認める場合

(改正)

第11条 この要領は、業務受託等の制度の変動等により、適宜、改正する。

直接経費算定基準

直接経費の額は、次の各項目毎に積算して得た額の合計額とする。

1. 人件費

- (1) 研究員を確保する場合は、「国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）」に基づく額に、社会保険料等の事業主負担分及び退職手当相当分を加えた額を基本とし、グループリーダー等の役職別に、1時間又は1日あたりの単価を算出して積算する。
- (2) 特別研究員等の任期制職員を確保する場合は、「国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員給与規程（平成18年3月31日 18規程第3号）」に基づく額に、社会保険料等の事業主負担分及び退職手当相当分を加えた額を基本とし、相当する定年制職員の役職の別に、1時間又は1日あたりの単価を算出して積算する。

2. 機械器具費、什器費、備品費

取得価格が50万円以上の機械器具、什器、備品について、品目別に取得予定価格を算定して積算する。

3. 消耗品費

受託業務等に使用される消耗品について、品目別に取得予定価格を算定して積算する。

4. 装置等及び施設使用料

当該受託業務等の実施にあたって、直接使用する取得価格50万円以上の機械器具、什器、備品、施設等について、その使用日数に応じた償却額を算定して積算する。

5. 旅費

当該受託業務等を実施するにあたって、直接必要となる旅費を「国立研究開発法人物質・材料研究機構旅費規程（13規程第12号）」に基づき積算する。

6. 技術指導料・技術相談料

技術指導及び技術相談の対価としての額は、相手方との協議により算出する。

7. その他経費

上記以外の経費で、当該受託業務等を実施するにあたって、直接必要となる経費については、その具体的な内容について項目毎に算定する。